



妊娠・出産にかかる手続きについて



1. 妊娠がわかたら・・・ 母子手帳の申請をして下さい。

★ 妊婦さんが準備するモノ

- ① 妊娠届出書（病院でもらいます）
- ② 印鑑

★ 保健福祉課健康増進係から発行するモノ

- ① 母子手帳（※ 事前にお電話をしてからおこし下さい。）
- ② 妊婦健診受診票綴り（14回分 ※県外で里帰り出産される場合はご相談下さい）

2. 妊婦健診について・・・

★ 島外での妊婦健診と出産でかかった交通費・宿泊費については助成があります。保健福祉課健康増進係で申請して下さい。

★ 妊婦さんが準備するモノ

- ① 船または航空運賃の領収書
- ② 宿泊施設の領収書
- ③ 印鑑
- ④ 通帳（申請された助成金を振り込む為、必要です。）



上記**1**と**2**の相談窓口：保健福祉課健康増進係

3. 出産費用について・・・

★ お産の費用（出産育児一時金）は、保険者（国保・社保）から直接病院へ支払われます。役場での事前手続きはありません。出産費用が42万円を上回った場合は、自己負担が発生します。対象者：直接支払制度に合意された方（病院で説明があります）

★ 出産費用が限度額（42万円：H29年現在）以下だった場合、差額を受給できますので申請して下さい。

◇ 登録申請に必要なモノ

- ① 直接支払制度合意に関する文書（病院でもらいます）・・・ 相談窓口：国保加入者 ⇒ 保健福祉課保険係国保担当
それ以外 ⇒ 勤務先の担当者
- ② 出産（分娩）費用明細書（病院でもらいます）
- ③ 印鑑

4. 子どもが生まれたら・・・

★ 出生届：子どもが生まれたら住民票登録の申請をしましょう（生後14日以内）・・・ 相談窓口：住民課戸籍係

★ 子ども医療費助成制度 対象：0～18才に達する日以降最初の3/31（高校卒業）まで1ヶ月に子どもがかかった医療費が課税世帯で3,000円以上（非課税世帯は全額助成）かかった場合、超えた額を受給できますので、登録申請して受給者証をもらって下さい。病院受診の際は、受給者証を必ず提示して下さい。

◇ 登録申請に必要なモノ

- ① 赤ちゃんの保険証
- ② 印鑑
- ③ 通帳（申請された助成金を振り込む為、必要です。）

★ 児童手当の申請（公務員をのぞく）

◇ 登録申請に必要なモノ

- ① 受給資格者（お父さんもしくはお母さん）の保険証
- ② 印鑑
- ③ 通帳（申請された助成金を振り込む為、必要です。・・・相談窓口：保健福祉課福祉係



5. 子育てについて・・・

★ 生後4ヶ月までの赤ちゃん全戸訪問

保健師が、ご家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や子育て相談を実施します。

★ 子育て支援センター

月～金、8:30～13:30の間、子育て支援センターがオープンしています。（第1保育所横）

6. その他・・・

予防接種や健診など、個別に案内を通知いたします。その他、ご相談・ご不明な点がありましたら、保健福祉課健康増進係まで、お問い合わせ下さい。

電話 **65-3522(直通)**
65-3685(保健福祉課)

